

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市市税条例(第 2 号議案関係)(専決)	1
○ 舞鶴市介護保険条例(専決)	13
○ 舞鶴市市税条例(第 1 条関係)(第 5 号議案関係)	17
○ 舞鶴市市税条例(第 2 条関係)(第 5 号議案関係)	28
○ 舞鶴市市税条例(第 3 条関係)(第 5 号議案関係)	36
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号)	39
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年条例第 33 号)	41
○ 舞鶴市火災予防条例	44
○ 舞鶴市手数料条例	51
○ 舞鶴市都市公園条例	53
○ 舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	61
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	70
○ 舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	73

舞鶴市市税条例旧新対照表(第2号議案関係)

旧	新
(寄附金税額控除) 第 35 条の 2 の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金を支出した場合においては、<u>法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同項第 1 号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 2 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第 4 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>平成 43 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条及び第 35 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u> (1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第</u>	(寄附金税額控除) 第 35 条の 2 の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第 4 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>平成 45 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条及び第 35 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (削除)

旧	新
<u>1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)</u>に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。) <u>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において法第 317 条の 6 第 1 項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けている場合</u> 3 <u>第 1 項の規定の適用がある場合における第 35 条の 3 及び第 35 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 35 条の 3 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 35 条の 3 の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</u> (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第 4 条の 4 第 35 条の 2 の 2 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号</u>若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 13 条の 3 第 1 項、附則第 13 条の 4 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項、附則第 16 条第 1 項、附則第 16 条の 2 第 1 項又は附則第 17 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 35 条の 2 の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場	2 <u>前項の規定の適用がある場合における第 35 条の 3 及び第 35 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 35 条の 3 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 35 条の 3 の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</u> (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第 4 条の 4 第 35 条の 2 の 2 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号</u>若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 13 条の 3 第 1 項、附則第 13 条の 4 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項、附則第 16 条第 1 項、附則第 16 条の 2 第 1 項又は附則第 17 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 35 条の 2 の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場

旧	新
合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等) 第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の2の2第1項及び第2項の規定<u>によって</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特	合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等) 第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の2の2第1項及び第2項の規定<u>により</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>(次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特

旧	新
通知書を送付しなければならない。 4 (略) 第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体</u>に対する<u>寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)において、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の2の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2から4まで (略) 5 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。 9 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 10 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	例通知書を送付しなければならない。 4 (略) 第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の2の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2から4まで (略) 5 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第30項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。 9 法附則第15条第31項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 10 法附則第15条第31項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

旧	新
13 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 14 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 15 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 16 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 18 法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 19 法附則第 15 条第 46 項の条例で定める割合は、零とする。 20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 (略) 2 から 5 まで (略) 6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで (略) 7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則	13 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 14 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 15 法附則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 16 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 40 項の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 18 法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 19 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、零とする。 20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 (略) 2 から 5 まで (略) 6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで (略) 7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

旧	新
附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (3) まで (略) (4) <u>令附則第 12 条第 21 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 22 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (4) まで (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第 12 条第 29 項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 9 (略) 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (4) まで (略)	附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (3) まで (略) (4) <u>令附則第 12 条第 23 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 24 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (4) まで (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 9 (略) 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) から (4) まで (略)

旧	新
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第 12 条第 29 項</u> に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第 12 条第 31 項</u> に規定する補助金等
(6) (略)	(6) (略)
11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第 12 条第 17 項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第 12 条第 19 項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (略)
12 (略)	12 (略)
(軽自動車税の税率の特例)	(軽自動車税の税率の特例)
第 13 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する <u>当該軽自動車</u> が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 13 条 <u>平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u> を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する <u>平成 31 年度分</u> の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
2 <u>法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車</u> が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同	(削除)

旧			新		
	3,800 円	2,900 円			
	5,000 円	3,800 円			
<u>5</u> 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>第 2 項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<u>2</u> 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
			第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
				6,900 円	1,800 円
				10,800 円	2,700 円
				3,800 円	1,000 円
				5,000 円	1,300 円
<u>6</u> 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>第 3 項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<u>3</u> 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(<u>ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。</u>)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
			第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
				6,900 円	3,500 円
				10,800 円	5,400 円
				3,800 円	1,900 円

旧	新											
7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>第 4 項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から<u>第 7 項</u>までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。 2 から 4 まで (略)	5,000 円	2,500 円										
	4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第 2 号ア</td><td>3,900 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>6,900 円</td><td>5,200 円</td></tr><tr><td>10,800 円</td><td>8,100 円</td></tr><tr><td>3,800 円</td><td>2,900 円</td></tr><tr><td>5,000 円</td><td>3,800 円</td></tr></table> (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から<u>第 4 項</u>までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。 2 から 4 まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 の 2 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。		第 2 号ア	3,900 円	3,000 円	6,900 円	5,200 円	10,800 円	8,100 円	3,800 円	2,900 円	5,000 円
第 2 号ア	3,900 円	3,000 円										
	6,900 円	5,200 円										
	10,800 円	8,100 円										
	3,800 円	2,900 円										
	5,000 円	3,800 円										

旧	新								
	(市民税に関する経過措置) 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 新条例第 35 条の 2 の 2 並びに附則第 4 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 4 新条例第 35 条の 2 の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第 35 条の 2 の 2 第 1 項</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)</td></tr><tr><td rowspan="2">附則第 6 条の 2</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)</td></tr><tr><td>送付</td><td>送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付</td></tr></table> 5 新条例附則第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号。	第 35 条の 2 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)	附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)	送付	送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
第 35 条の 2 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)							
附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)							
	送付	送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付							

旧	新
	以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置) 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 7 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(11)まで (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,340円</u>とする。 (普通徴収に係る保険料の納期) 第5条 (略) 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)	(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(<u>法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。</u>)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(11)まで (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,410円</u>とする。 <u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,410円」とあるのは、「31,290円」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,410円」とあるのは、「41,170円」と読み替えるものとする。</u> (普通徴収に係る保険料の納期) 第5条 (略) 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

旧	新
第6条 保険料の賦課期日 <u>(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)</u>後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号までの</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) (保険料の徴収猶予) 第10条 (略) 2 前項の申請をする者は、原則として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払い</u>に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の<u>支払い</u>に係る月 (3) (略) 3 (略)	第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同項第1号から第9号までの</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) (保険料の徴収猶予) 第10条 (略) 2 前項の申請をする者は、原則として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月 (3) (略) 3 (略)

旧	新
(保険料の減免) 第11条 (略) 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、原則として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払い</u>に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の<u>支払い</u>に係る月 (3) (略) 3 (略) (保険料に関する申告) 第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は<u>第3項</u>の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。	(保険料の減免) 第11条 (略) 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、原則として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月 (3) (略) 3 (略) (保険料に関する申告) 第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は<u>第4項</u>の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。 改正附則 (施行期日)

旧	新
	1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成31年度分以後の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

舞鶴市市税条例旧新対照表(第1条関係)(第5号議案関係)

旧	新
(普通徴収に係る個人の市民税の<u>賦課後</u>の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 (略) (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額については、この限りでない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く。) (8)及び(9) (略) 2及び3 (略) (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)及び(2) (略) (3) <u>前各号</u>のほか生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者が所有する固定資産 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 減免を受けようとする事由及び<u>第1項第2号</u>の固定資産にあ	(普通徴収に係る個人の市民税の<u>賦課額</u>の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 (略) (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額については、この限りでない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定非営利活動促進法(<u>平成10年法律第7号</u>)第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く。) (8)及び(9) (略) 2及び3 (略) (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)及び(2) (略) (3) <u>前2号</u>のほか生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者が所有する固定資産 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 減免を受けようとする事由及び<u>前項第2号</u>の固定資産にあつ

旧	新
っては、その被害の状況 3 (略) (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳等」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 3及び4 (略) 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、	ては、その被害の状況 3 (略) (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳等」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 3及び4 (略) 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、

旧	新
「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2及び3 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2及び3 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

旧	新
て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分	て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分

旧	新
の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第 8 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第 9 条 農地に係る平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を	固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第 8 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第 9 条 農地に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を

旧	新
受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (土地に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 10 条 (略) (<u>平成 31 年度又は平成 32 年度</u>における土地の価格の特例) 第 10 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>平成 31 年度分又は平成 32 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であって、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (特別土地保有税の課税の特例)	受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (土地に対して課する平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第 10 条 (略) (<u>令和元年度又は令和 2 年度</u>における土地の価格の特例) 第 10 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和 2 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (特別土地保有税の課税の特例)

旧	新
第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。 3 から 5 まで (略) (軽自動車税の税率の特例) 第 13 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。 3 から 5 まで (略) (軽自動車税の税率の特例) 第 13 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)

旧	新
2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成 31 年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成 31 年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成 31 年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)

旧	新
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 14 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 及び (2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (個人の市民税の税率の特例等) 第 19 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 14 条の 2 昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 及び (2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (個人の市民税の税率の特例等) 第 19 条 平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税

旧	新
税に限り、均等割の税率は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。	に限り、均等割の税率は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略) 2 から 8 まで (略)

舞鶴市市税条例旧新対照表(第2条関係)(第5号議案関係)

旧	新
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2から5まで (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) <u>(3)</u> (略) 2から5まで (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2から5まで (略) <u>6</u> <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) <u>(3)</u> <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4)</u> (略) 2から5まで (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)

旧	新
第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) (略) 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) (略) 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由

旧	新
すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を、正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 (略) 附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第12条の2</u> (略)	すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を、正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 (略) 附 則 (軽自動車税の環境性能割の非課税) <u>第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第12条の2の2</u> (略) <u>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする

旧	新
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第12条の6 (略) 2 (略) (軽自動車税の種別割の税率の特例)	<u>ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第12条の6 (略) 2 (略) <u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> (軽自動車税の種別割の税率の特例)

旧	新													
第13条 法<u>附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	第13条 法<u>附則第30条第1項</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(<u>次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。</u>)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 2 法<u>附則第30条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table> 3 法<u>附則第30条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円												
	10,800円	2,700円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円												
	5,000円	1,300円												

旧	新													
	<u>受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
	4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
	<u>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</u>													
第13条の2 削除	<u>第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとす</u>													

旧	新
	<u>る。</u> <u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</u> <u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第6項及び第7項の規定 令和元年10月1日 (2) 第2条中舞鶴市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和2年1月1日 (3) 及び(4) (略) (市民税に関する経過措置) 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(次項及び

旧	新
	附則第4項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 3 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき舞鶴市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 4 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。 5 (略) (軽自動車税に関する経過措置) 6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 7 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。 8 (略)

舞鶴市市税条例旧新対照表(第3条関係)(第5号議案関係)

旧	新
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 (略) 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 2から4まで (略)	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 (略) 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 2から4まで (略) 5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車</u><u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u>

旧	新
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2及び3 (略)	<u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2及び3 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 及び(2) (略) (3) 第3条中舞鶴市市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日 (4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8項の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置) 2から4まで (略) 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 6及び7 (略) 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前

旧	新
	の例による。

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)旧新対照表

旧

第 1 条の 2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。
(略)
附則第 12 条の次に次の 5 条を加える。
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第 12 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。
(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)
第 12 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。
(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)
第 12 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。
(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)
第 12 条の 5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
第 12 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

新

第 1 条の 2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。
(略)
附則第 12 条の次に次の 5 条を加える。
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第 12 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。
(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)
第 12 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。
(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)
第 12 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。
(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)
第 12 条の 5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
第 12 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

旧

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第13条第2項から第4項までを削る。

附則第13条の2を次のように改める。

附則第13条の2 削除

新

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第13条第2項から第4項までを削る。

附則第13条の2を次のように改める。

附則第13条の2 削除

改正附則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)から(4)まで (略)
2から8まで (略)

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第33号)旧新対照表

旧	新
(舞鶴市市税条例の一部改正) 第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。 (略) 第48条第1項中「による申告書」の右に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	(舞鶴市市税条例の一部改正) 第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。 (略) 第48条第1項中「による申告書」の右に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の8項を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(<u>次項及び第12項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u> 13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長</u>

旧	新
	<u>の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u> <u>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u> <u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u> <u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u> <u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後</u>

旧	新
(略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略) (5) 第1条中舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定</u> 平成32年4月1日 (6)から(9)まで (略) 2及び3 (略) 4 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第12項</u>までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 5 から 24 (略)	<u>段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u> (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略) (5) 第1条中舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項を加える改正規定並びに附則第4項の規定</u> 平成32年4月1日 (6)から(9)まで (略) 2及び3 (略) 4 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 5 から 24 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(4)まで (略) 2から8まで (略)

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧	新
(避雷設備) 第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で<u>作動時間が 60 秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2) から (5) まで (略) (6) (略) 別表第 9(第 50 条関係)	(避雷設備) 第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で<u>種別が 1 種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2) から (5) まで (略) (6) <u>第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u> (7) (略) 別表第 9(第 50 条関係)
手数料を徴収する事	手数料の額
手数料を徴収する事	手数料の額

旧		新	
務		務	
(3) 法第11条第1項 前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の 許可の申請に対す る審査	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の 屋内貯蔵所 26,000 円 (ウ) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の 屋内貯蔵所 39,000 円 (エ) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下 の屋内貯蔵所 52,000 円 (オ) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯 蔵所 66,000 円 イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、 準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の 申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵 所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タン ク貯蔵所 20,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以 下の屋外タンク貯蔵所 26,000 円 (ウ) 指定数量の倍数が 10,000 を超える屋外 タンク貯蔵所 39,000 円 ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の 申請に係る審査 570,000 円	(3) 法第11条第1項 前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の 許可の申請に対す る審査	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の 屋内貯蔵所 26,000 円 (ウ) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の 屋内貯蔵所 39,000 円 (エ) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下 の屋内貯蔵所 52,000 円 (オ) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯 蔵所 66,000 円 イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、 準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の 申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵 所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タン ク貯蔵所 20,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以 下の屋外タンク貯蔵所 26,000 円 (ウ) 指定数量の倍数が 10,000 を超える屋外 タンク貯蔵所 39,000 円 ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の 申請に係る審査 570,000 円

旧		新	
	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000 円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000 円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000 円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000 円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の

旧		新	
	特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000 円 (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000 円 (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000 円 (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000 円 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000 円</u>		特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000 円 (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000 円 (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000 円 (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000 円 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000 円</u>

旧		新	
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000 円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000 円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000 円 (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000 円 (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000 円 カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロ		(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000 円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000 円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000 円 (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000 円 (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000 円 カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロ

旧		新	
	リットル以上 500,000 キロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 7,470,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロ リットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,900,000 円 キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 26,000 円 ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タン ク貯蔵所 26,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タ ンク貯蔵所 39,000 円 ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 13,000 円 コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タン ク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る 審査 26,000 円 サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しく は船舶の燃料タンクに直接給油するための給 油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許 可の申請に係る審査 39,000 円 シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円		リットル以上 500,000 キロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 7,470,000 円 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロ リットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,900,000 円 キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 26,000 円 ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タン ク貯蔵所 26,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タ ンク貯蔵所 39,000 円 ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係 る審査 13,000 円 コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タン ク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る 審査 26,000 円 サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しく は船舶の燃料タンクに直接給油するための給 油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許 可の申請に係る審査 39,000 円 シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円
(18) 第 49 条第 1 項	ア 水張検査 4,000 円 の届出に係る指定イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応 数量未満の危険物 じ、それぞれ次に定める金額	(18) 第 49 条第 1 項	ア 水張検査 4,000 円 の届出に係る指定イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応 数量未満の危険物 じ、それぞれ次に定める金額

旧		新	
若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	(ア) 容量 600 リットル以下のタンク 4,000 円 (イ) 容量 600 リットルを超えるタンク 7,000 円	若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	(ア) 容量 600 リットル以下のタンク 4,000 円 (イ) 容量 600 リットルを超えるタンク 7,000 円
		改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は令和元年 7 月 1 日から、別表第 9 の改正規定及び次項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の別表第 9 の規定は、同表の改正規定の施行の日以後に申請を受けたものから適用し、同日前に申請を受けたものは、なお従前の例による。	

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
(徴収の時期等) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 文書をもって事実を認証するものは、 <u>すべて</u> 証明とみなす。 別表(第2条関係)		(徴収の時期等) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 文書をもって事実を認証するものは、 <u>全て</u> 証明とみなす。 別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(35) 行政不服審査法(平成26年法1枚につき 律第68号)第38条第1項(他の法令 において準用する場合を含む。) 及び第81条第3項において準用す る同法第78条第1項の規定に基づ く写し又は書面の交付	日本工業規格 A列3番までの 大きさの用紙 にあっては 10円(カラー で複写され、 又は出力され たときは、 40円)、日本工 業規格A列3番 を超える大き さの用紙にあ っては別に定 める実費相当 額(両面に複 写され、又は 出力された用 紙については、 片面を1枚 として算定す	(35) 行政不服審査法(平成26年法1枚につき 律第68号)第38条第1項(他の法令 において準用する場合を含む。) 及び第81条第3項において準用す る同法第78条第1項の規定に基づ く写し又は書面の交付	日本産業規格 A列3番までの 大きさの用紙 にあっては 10円(カラー で複写され、 又は出力され たときは、 40円)、日本産 業規格A列3番 を超える大き さの用紙にあ っては別に定 める実費相当 額(両面に複 写され、又は 出力された用 紙については、 片面を1枚 として算定す

旧			新		
		る。)			る。)
(57) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき	200円	(57) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき	200円
			改正附則 この条例は、令和元年7月1日から施行する。		

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
(有料公園施設等の利用許可) 第4条の2 (略) 2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、別表第10第1項及び別表第11第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、<u>屋外運動施設、弓道場、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設</u>については、これらの施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、<u>それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第10第1項及び別表第11第1項</u>に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。 3から5まで (略) (利用料金) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 指定管理者管理公園の有料公園施設の利用料金は別表第3に掲げる金額の範囲内で、指定管理者管理公園の有料公園施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4 (略) <u>別表第6(第10条の2関係)</u> 赤れんが施設利用料金 1 赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)	(有料公園施設等の利用許可) 第4条の2 (略) 2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、別表第10第1項及び別表第11第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、<u>赤れんが施設(赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)</u>を除き、<u>これらの項</u>に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。 3から5まで (略) (利用料金) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 指定管理者管理公園の有料公園施設の利用料金は別表第3 <u>から別表第12</u>までに掲げる金額の範囲内で、指定管理者管理公園の有料公園施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4 (略) <u>別表第6(第10条の2関係)</u> 赤れんが施設利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。

旧						新					
施設区分		利用時間区分				施設区分		利用時間区分			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール		円	円	円	円	赤れんが2号棟（舞鶴市政記念館）	ホール	円	円	円	円
	平日	4,500	6,000	7,000	17,500		平日	5,400	7,200	8,600	21,200
	土曜日 日曜日 祝日	6,000	8,000	9,000	23,000		土曜日 日曜日 祝日	6,500	8,700	10,400	25,600
特別会議室	平日	1,100	1,500	1,800	4,400	特別会議室	平日	1,100	1,400	1,700	4,200
	土曜日 日曜日 祝日	1,400	1,800	2,100	5,300		土曜日 日曜日 祝日	1,300	1,700	2,000	5,000
備考						赤れんが3号棟（まいづる智恵蔵）	企画展示室	—	—	—	5,400
1 児童・生徒（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。）が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。						赤れんが4号棟（赤れんが工房）	フリースペース1	2,300	3,000	3,600	8,900
							フリースペース2	2,300	3,000	3,600	8,900
							フリースペース3	2,300	3,000	3,600	8,900
							フリースペース4	2,300	3,000	3,600	8,900
							工房エリア	2,300	3,000	3,600	8,900
							スタジオ1	300	400	500	1,200
							スタジオ2	300	400	500	1,200
区分		割合									
入場料、会費等の額が500円未満		12割									
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満		13割									
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満		15割									

旧					
満					
入場料、会費等の額が 3,000 円以上		17 割			
営利・営業・宣伝等の目的		15 割			
4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。					
5 冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。					
2 赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)					
施設区分		利用時間区分			
		午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)
赤れんが	1 階	円	円	円	円
回廊	2 階	—	—	—	—
企画展示室		—	—	—	20,000
スペース 1		2,000	2,600	3,200	7,800
スペース 2		2,000	2,600	3,200	7,800
スペース 3		900	1,200	1,600	3,700
備考					
1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割相当額とする。					

新						
	スタジオ 3		300	400	500	1,200
	工房 1		600	800	1,000	2,400
	工房 2		600	800	1,000	2,400
	工房 3		600	800	1,000	2,400
	工房 4		600	800	1,000	2,400
赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)	大型全面利用	平日	3,700	4,900	5,900	14,500
		土曜日	4,400	5,900	7,100	17,400
		日曜日				
		祝日				
	半面利用	平日	2,100	2,800	3,400	8,300
		土曜日	2,400	3,200	3,800	9,400
		日曜日				
		祝日				
備考 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。						
2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。						
3 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、第 1 項の基本額の 5 割相当額とする。ただし、1 時間を単位として利用する場合を除く。						
4 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第 1 項の基本額又は第 2 項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために						

旧					新																											
2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。					利用する場合を除く。																											
<table><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>入場料、会費等の額が500円未満</td><td>12割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満</td><td>13割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td><td>15割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が3,000円以上</td><td>17割</td></tr><tr><td>営利・営業・宣伝等の目的</td><td>15割</td></tr></table>					区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	15割	入場料、会費等の額が3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等の目的	15割	<table><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td><td>12割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td><td>13割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td><td>15割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td><td>17割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td><td>20割</td></tr><tr><td>営利・営業・宣伝等の目的</td><td>15割</td></tr></table>		区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																															
入場料、会費等の額が500円未満	12割																															
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割																															
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	15割																															
入場料、会費等の額が3,000円以上	17割																															
営利・営業・宣伝等の目的	15割																															
区分	割合																															
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																															
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																															
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																															
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																															
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																															
営利・営業・宣伝等の目的	15割																															
4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 3 赤れんが4号棟(赤れんが工房)					5 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。 6 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 7 第2項から前項までの規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。 8 赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)のホールの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費																											
<table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th colspan="4">利用時間区分</th></tr><tr><th>午前(午前9時から正午まで)</th><th>午後(午後1時から午後5時まで)</th><th>夜間(午後6時から午後10時まで)</th><th>全日(午前9時から午後10時まで)</th></tr><tr><td>フリースペース1</td><td>円 2,000</td><td>円 2,600</td><td>円 3,200</td><td>円 7,800</td></tr><tr><td>フリースペース</td><td>円 2,000</td><td>円 2,600</td><td>円 3,200</td><td>円 7,800</td></tr></table>					施設区分	利用時間区分				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	フリースペース1	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800	フリースペース	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800									
施設区分	利用時間区分																															
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)																												
フリースペース1	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800																												
フリースペース	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800																												

旧					新					
ス 2					相当額とする。					
フ リ ー ス ペ ー ス 3	2, 000	2, 600	3, 200	7, 800						
フ リ ー ス ペ ー ス 4	2, 000	2, 600	3, 200	7, 800						
工房エリア	2, 000	2, 600	3, 200	7, 800						
スタジオ 1	500	800	1, 300	2, 600						
スタジオ 2	500	800	1, 300	2, 600						
スタジオ 3	500	800	1, 300	2, 600						
工房 1	300	400	500	1, 200						
工房 2	300	400	500	1, 200						
工房 3	300	400	500	1, 200						
工房 4	300	400	500	1, 200						
備考										
1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割相当額とする。										
2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 3 割相当額とする。										
3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。										
<table><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>入場料、会費等の額が 500 円未満</td><td>12 割</td></tr><tr><td>入場料、会費等の額が 500 円以上 1, 000 円未満</td><td>13 割</td></tr></table>					区分	割合	入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割	入場料、会費等の額が 500 円以上 1, 000 円未満	13 割
区分	割合									
入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割									
入場料、会費等の額が 500 円以上 1, 000 円未満	13 割									

旧						新					
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満						15 割					
入場料、会費等の額が 3,000 円以上						17 割					
営利・営業・宣伝等の目的						15 割					
4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。											
4 赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)											
施設区分			利用時間区分								
			午前(午前 9 時から正午まで)			午後(午後 1 時から午後 5 時まで)		夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)		全日(午前 9 時から午後 10 時まで)	
大型多目的ホール	全面利用	平日	円	円	円	円					
		2,700	3,500	4,300	10,500						
		土曜日	3,600	4,500	5,900	14,000					
		日曜日									
		祝日									
	半面利用	平日	1,600	2,000	2,400	6,000					
		土曜日	2,000	2,400	3,200	7,600					
		日曜日									
備考											
1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並											

旧				新																																																											
びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割相当額とする。 2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 3 割相当額とする。 3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">割合</th></tr><tr><td colspan="2">入場料、会費等の額が 500 円未満</td><td colspan="2">12 割</td></tr><tr><td colspan="2">入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満</td><td colspan="2">13 割</td></tr><tr><td colspan="2">入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満</td><td colspan="2">15 割</td></tr><tr><td colspan="2">入場料、会費等の額が 3,000 円以上</td><td colspan="2">17 割</td></tr><tr><td colspan="2">営利・営業・宣伝等の目的</td><td colspan="2">15 割</td></tr></table> 4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。 別表第 7(第 10 条の 2 関係) 野外活動施設(グリーンスポーツセンター)利用料金 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th>市内利用者</th><th>市外利用者</th></tr><tr><td rowspan="2">キャンプ場</td><td rowspan="2">宿泊</td><td>日帰り</td><td>大人</td><td>1 人 1 回 300 円</td><td>1 人 1 回 600 円</td></tr><tr><td></td><td>小人</td><td>1 人 1 回 150 円</td><td>1 人 1 回 300 円</td></tr></table>				区分		割合		入場料、会費等の額が 500 円未満		12 割		入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満		13 割		入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満		15 割		入場料、会費等の額が 3,000 円以上		17 割		営利・営業・宣伝等の目的		15 割		区分			利用料金		市内利用者	市外利用者	キャンプ場	宿泊	日帰り	大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円		小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円	別表第 7(第 10 条の 2 関係) 野外活動施設(グリーンスポーツセンター)利用料金 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th>市内利用者</th><th>市外利用者</th></tr><tr><td rowspan="2">キャンプ場・宿泊棟</td><td rowspan="2">日帰り</td><td>大人</td><td>1 人 1 回 300 円</td><td>1 人 1 回 600 円</td></tr><tr><td>小人</td><td>1 人 1 回 150 円</td><td>1 人 1 回 300 円</td></tr></table>				区分			利用料金		市内利用者	市外利用者	キャンプ場・宿泊棟	日帰り	大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円	小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円
区分		割合																																																													
入場料、会費等の額が 500 円未満		12 割																																																													
入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満		13 割																																																													
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満		15 割																																																													
入場料、会費等の額が 3,000 円以上		17 割																																																													
営利・営業・宣伝等の目的		15 割																																																													
区分			利用料金																																																												
			市内利用者	市外利用者																																																											
キャンプ場	宿泊	日帰り	大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円																																																										
			小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円																																																										
区分			利用料金																																																												
			市内利用者	市外利用者																																																											
キャンプ場・宿泊棟	日帰り	大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円																																																											
		小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円																																																											

旧					新					
	宿泊	大人	1 人 1 回 600 円	1 人 1 回 1,200 円		宿泊	大人	1 人 1 回 600 円	1 人 1 回 1,200 円	
		小人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円			小人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円	
	ログハウス(1 団体 1 棟当たり)		日帰り	4,000 円	6,000 円	ログハウス(1 団体 1 棟当たり)		日帰り	4,000 円	6,000 円
			宿泊	8,000 円	12,000 円			宿泊	8,000 円	12,000 円
備考					備考					
1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。					1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。					
2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。					2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。					
3 義務教育就学前の者は、無料とする。					3 義務教育就学前の者は、無料とする。					
改正附則					改正附則					
(施行期日)					(施行期日)					
1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の					1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の					
2 第 3 項及び別表第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。					2 第 3 項及び別表第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。					
(適用区分)					(適用区分)					
2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。					2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。					

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例旧新対照表

旧										新									
別表第1(第2条関係)										別表第1(第2条関係)									
名称		区域								名称		区域							
旧由良川中学校地区		都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴地区整備計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域								旧由良川中学校地区		都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴地区整備計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域							
室牛地区地区整備計画区域		鶴都市計画室牛地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域								室牛地区地区整備計画区域		鶴都市計画室牛地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域							
別表第2(第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第6条関係)										別表第2(第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第6条関係)									
地計	ア	イ	ウ	エ	オ		カ			地計	ア	イ	ウ	エ	オ		カ		
区画	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さ			区画	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さ		
整備					(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ウ)	整備					(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ウ)
計画					距離	適用除外の建築物	最高限度	最低限度	階段室等の高さの	計画					距離	適用除外の建築物	最高限度	最低限度	階段室等の高さの
画名										画名									
の称										の称									
名称										名称									

旧										新									
									特 例										特 例
旧 由 良 川 中 学 校 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物	10 分の 20。6。た だし、	10 分の た だし、		2.0 m。た だし、		15m			旧 由 良 川 中 学 校 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物	10 分の 20。6。た だし、	10 分の た だし、		2.0 m。た だし、		15m		
	(1) 学校(専修学 校及び各種学校 を含む。)、図書 館その他これら に類するもの	た だし、	建 築 物 の 敷 地 面 積 が		土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 に お け る 土 砂 災 害 防 止 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平成 12年 法律 第 57号) 第9条 第1項 に規						(1) 学校(専修学 校及び各種学校 を含む。)、図書 館その他これら に類するもの	た だし、	建 築 物 の 敷 地 面 積 が		土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 に お け る 土 砂 災 害 防 止 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平成 12年 法律 第 57号) 第9条 第1項 に規				
	(2) 老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他これ らに類するもの	面 積が	4,300 m ² を 超え								(2) 老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他これ らに類するもの	面 積が	4,300 m ² を 超え						
	(3) 老人福祉セ ンター、児童厚 生施設その他こ れらに類するも の	を 超る 場合 10分 の4 10分									(3) 老人福祉セ ンター、児童厚 生施設その他こ れらに類するも の	を 超る 場合 10分 の4 10分							
	(4) 診療所又は 助産所	の5									(4) 診療所又は 助産所	の5							
	(5) 体育館その 他の運動施設 (ボーリング場、 スケート場、ス キー場及びゴル フ練習場を除 く。)										(5) 体育館その 他の運動施設 (ボーリング場、 スケート場、ス キー場及びゴル フ練習場を除 く。)								

旧										新									
		(6) ホテル又は旅館				定	す				(6) ホテル又は旅館					定	す		
		(7) 事務所				砂	土				(7) 事務所					砂	土		
		(8) 日用品の販売を主たる目的とする店舗				害	災				(8) 日用品の販売を主たる目的とする店舗					害	災		
		(9) 飲食店				別	特				(9) 飲食店					別	特		
		(10) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗				域	警				(10) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗					域	警		
		(11) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗				は	区				(11) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗					は	区		
		(12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに				た	新				(12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに					た	新		
						建	築									建	築		
						し	て									し	て		
						は	な									は	な		
						ら	な									ら	な		
						い。										い。			

旧										新									
		類するもの																	
		(13) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設																	
		(14) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房																	
		(15) 公民館又は集会所																	
		(16) 観光客が利用するための施設で次のいずれかに該当するもの																	
		ア 観光案内所又は休憩所																	
		イ 農産物又は土産物の販売店																	
		ウ 体験学習施設																	
		(17) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設																	
		(18) 製造業を営																	

旧										新										
		むための施設 (法別表第2(ぬ) 項(第2号を除 く。)に掲げる ものを除く。)										むための施設 (法別表第2(ぬ) 項(第2号を除 く。)に掲げる ものを除く。)								
		(19) 前各号の建 築物において事 業に従事する者 が居住するた めの住宅又は寄 宿舎										(19) 前各号の建 築物において事 業に従事する者 が居住するた めの住宅又は寄 宿舎								
		(20) 前各号の建 築物に附属する 倉庫又は物置										(20) 前各号の建 築物に附属する 倉庫又は物置								
										室 牛 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物	10分 の20	10分 の6	100㎡	1m		10m			
											(1) 都市計画法 第29条第1項第 2号又は第3号に 規定する建築物									
											(2) 一戸建専用 住宅(自己の居 住の用に供する ものに限る。) ただし、前号に 該当するものを 除く。									

旧		新									
			(3) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、第9号から第12号までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの								
			(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの								
			(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの								
			(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以下のもの								
			(7) 診療所又は助産所								

旧	新									
			(8) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの (9) 主として当該地区整備計画区域の周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの (10) 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除							

旧	新									
			く。)又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもの (11) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (12) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でそ							

旧	新								
			の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (13) 集会所 (14) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの (15) 前各号の建築物に附属するもの						
改正附則 この条例は、公布の日から施行する。									

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(保育所等との連携) 第7条 (略) 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1) 及び(2) (略) 3 (略)	(保育所等との連携) 第7条 (略) 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる</u>。 (1) 及び(2) (略) 3 (略) 4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u> (2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (食事の提供の特例) 第17条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) から(3)まで (略)

旧	新
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第3項において同じ。</u>))において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (連携施設に関する特例) 第46条 (略) 附 則 1 (略) (食事の提供の経過措置) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業<u>(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭	(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (連携施設に関する特例) 第46条 (略) <u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> 附 則 1 (略) (食事の提供の経過措置) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所

旧	新
的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5から10まで (略)	等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5から10まで (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略) 附 則 1 (略) (設備の基準に関する経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第2項の規定は、適用しないことができる。 (職員に関する経過措置) 3 施行日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略) 附 則 1 (略) (設備の基準に関する経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第2項の規定は、適用しないことができる。 (職員に関する経過措置) 3 施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。